

## 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 一般事業主行動計画 (女性活躍推進法)

本会職員が、仕事と生活の調和を図りながら、キャリア形成をしていくイメージ及び意欲をもつことができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日

2 当法人の課題

- (1) 男性の育児休業等の取得者が少ない。
- (2) 管理職に占める女性の割合は少なくはないが、法人の全職員からみた女性の割合に比較すると少ない。

3 内 容

<b>目 標 1</b> 計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上にする。 男性職員 2人以上取得する 女性職員 取得率100%を維持する
--

【対策】

- ・令和2年4月～ 各課の会議及び個別面談において、育児休業法に基づく諸制度及び本会規程の周知を図り、情報提供を行う  
育児休業中の職員処遇及び復帰後の労働条件をパンフレット等でわかりやすく周知する

<b>目 標 2</b> 管理職・リーダー育成を目的としたキャリアアップ研修の参加
---

【対策】

- ・令和2年4月～ キャリアアップに関する研修に女性職員を参加させる

<b>目 標 3</b> 臨時職員から嘱託員への転換制度の積極的な運用
-------------------------------------

【対策】

- ・令和2年4月～ 嘱託員採用に関する内規を積極的に活用し、臨時職員からの内部登用を推進する